

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年6月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第12号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7食肉部の項中「豚枝肉」を「牛枝肉」に、「20」を「50」に改める。

別表第8 1備考以外の部分中

「

1	階	1, 117
2	階	894

を

」

「

加工配送棟加工処理場		2, 168
その 他の 加工 処理 場	1 階	1, 117
	2 階	894

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他加工配送棟加工処理場を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)